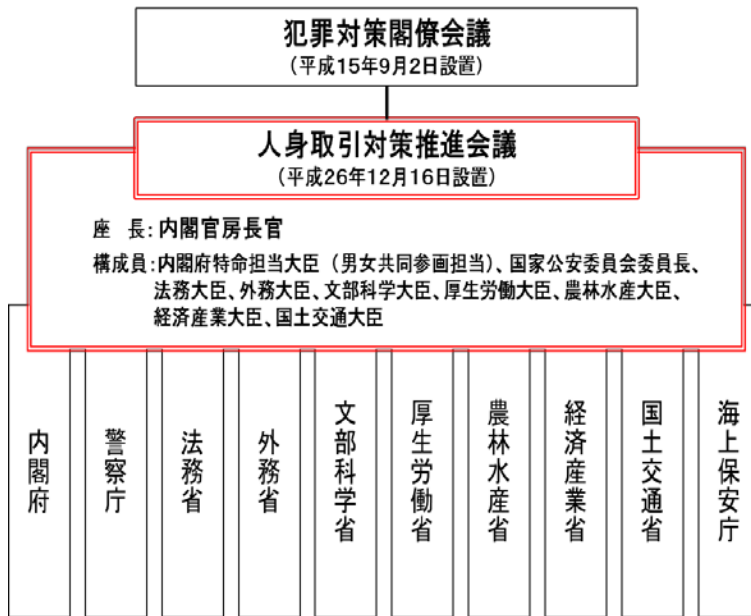


「人身取引対策に関する取組について」（年次報告）の概要

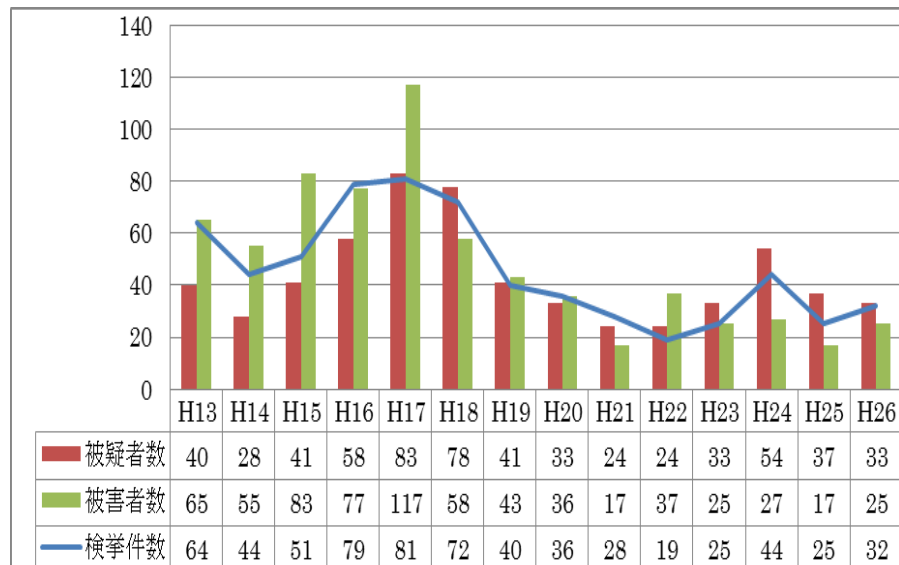
日本における人身取引対策の枠組み



- 平成16年4月、内閣に人身取引対策関係省庁連絡会議を設置。同年12月、「人身取引対策行動計画」を策定
- 平成21年12月、上記連絡会議を犯罪対策閣僚会議の下に位置付けるとともに、「人身取引対策行動計画2009」を策定
- 平成26年12月、「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに、犯罪対策閣僚会議の下に、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の開催を決定

人身取引被害の状況等

- 平成26年中、25人の被害者を保護（前年比+8人）。うち18歳未満の児童は7人
国籍別では、日本人が12人で最多。次いで、フィリピン人が10人、タイ人1人、中国人1人、ルワンダ人1人
同年中の、婦人相談所における一時保護人数は12人
- 平成26年中に検挙した人身取引事犯は32件（前年比+7件）、検挙人員は33人（前年比-4人）。国籍別では、日本人が30人、タイ人2人、フィリピン人1人



人身取引の防止、撲滅及び被害者の保護等に向けた取組

○ 人身取引の防止

- ・ 平成26年中、入国管理局では、関係機関と連携し、不法就労が見込まれる稼働先731か所を摘発
- ・ 「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を第189回国会に提出
- ・ 平成26年10月より、日本の労働関係法令や各種相談窓口等の情報を技能実習生の母国語で記載した「技能実習生手帳」について、入国時に入国審査官からの手交を開始

○ 人身取引の撲滅

- ・ 平成26年、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁からなる「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置。
同年9月、同タスクフォースにおいて、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を作成し、警察、入国管理局、検察、労働基準監督署及び海上保安庁で捜査等に活用
- ・ 人身取引関連事犯の捜査を徹底し、平成26年中、警察では、売春防止法違反で817件、535人、児童買春事犯で、661件、587人、児童ポルノ事犯で、1,828件、1,380人をそれぞれ検挙
- ・ 外国人労働者に係る雇用関係事犯において、平成26年中、雇用主・ブローカー等を393件、415人検挙

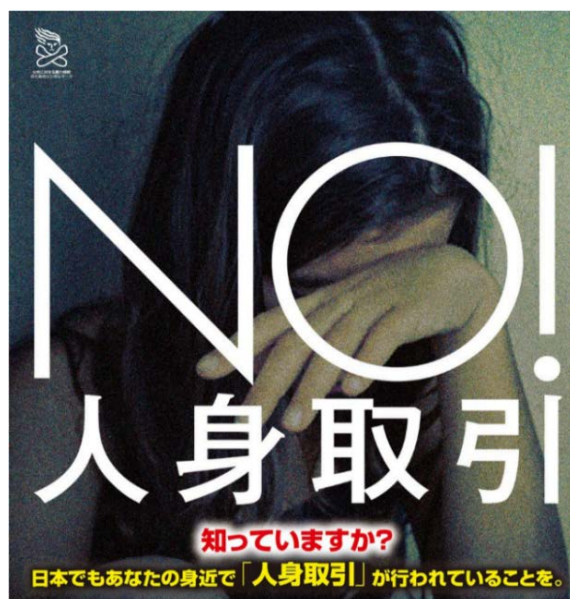
○ 人身取引被害者の認知の推進

・ 保護・支援

- ・ 在外公館において人身取引被害者に関する情報に接した場合には、外務本省を通じて速やかに関係省庁に情報提供
- ・ 法務省の人権擁護機関が実施する調査救済手続において、緊急避難措置として男性を含めた人身取引被害者に対し、宿泊施設を提供できるよう検討
- ・ 平成26年中、13人の外国人被害者を保護し、不法在留等の入管法違反状態にあった4人について、入国管理局において在留特別許可

○ 人身取引対策推進のための基盤整備

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」や「不法就労外国人対策キャンペーン月間」等の機会を捉え、政府広報等の各種広報を実施
- ・ 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進



● 売春や強制的な労働等により人を搾取することを目的とする人身取引は、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらします。
● 買春は人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視する行為であり、決して許されません。
● 人身取引と児童買春は、国の内外を問わず処罰の対象です。

被害者らしい人を見かけたり、被害者が助けを求めてきたら、最寄りの警察署や入国管理局に連絡してください。

政府広報 人身取引 <http://www.gov-online.jp/useful/article/20111/3.html>

内閣官房 内閣府 警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁

HELP
Lawyer
相談窓口
相談窓口
相談窓口
相談窓口
相談窓口
相談窓口

この「人身取引」を防止するため、
関係機関が連携して
被害者を保護し、
被害者への被害を軽減します。